

高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施
計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行調査業務委託 公募型プロ
ポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行調査業務
- (2) 業務内容 別紙1 業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月25日
- (4) 契約上限金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - 高萩市地域公共交通計画策定支援業務 4,378,000円
 - 高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務 2,794,000円
 - 高萩市エリア一括協定運行調査業務 9,033,000円

2 担当部署、問合せ先及び資料提出先

高萩市 企画総務部 企画財政課
〒318-8511 茨城県高萩市本町1-100-1
電話：0293-23-2118
FAX：0293-23-3451
E-mail：kikaku@city.takahagi.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により高萩市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの

公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

- (6) 代表者及び役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者に該当しないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を派遣できること。
- (9) 過去 5 年間に於いて（契約日が令和 3 年度から令和 7 年度のもの）において、地方公共団体における高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行調査業務又はそれに類似する方針や計画の策定に関する業務を直接受注した実績を有すること（アンケート調査、印刷など業務の一部のみの実績は除く。高萩市エリア一括協定運行調査業務については、業務体制への参画を含む）。

4 スケジュール

	内容	期限又は期間
1	実施要領の公表	令和 8 年 5 月 1 8 日（月）
2	実施要領等に関する質問受付	令和 8 年 5 月 1 8 日（月）～5 月 2 2 日（金）
3	質問への回答	令和 8 年 5 月 2 7 日（水）
4	企画提案書等の提出	令和 8 年 6 月 8 日（月）
5	企画提案書プレゼンテーション	令和 8 年 6 月 1 6 日（火）
6	審査結果の通知	令和 8 年 6 月下旬予定
7	非選定理由の説明請求	審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（休日 ^{※1} を除く。）以内

スケジュールについては、都合により変更となる場合があります。その場合は本市ホームページにおいて告知します。

※1：高萩市の休日を定める条例（平成元年高萩市条例第 3 2 号）第 1 条に規定する市の休日（以下、「休日」という。）を指す。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 6 月 8 日（月）17 時まで 期限厳守

(2) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合：平日月曜日から金曜日（休日を除く。）の 9 時から 17 時まで

郵送の場合：提出期限日の17時必着

(3) 提出書類

- ア 企画提案書（参加表明書）（様式1）
- イ 業務実績、会社概要（任意様式）
 ※業務実績と併せ、「3 参加資格」（9）に掲げる業務全てを提出すること。
 （業務年度及び業務名、業務概要を記載）
- ウ 見積書及び内訳書（任意様式）
- エ 業務工程表（任意様式）
- オ 業務実施体制及び業務従事者情報（任意様式。本業務の実施体制と配置予定技術者の資格、業務経験年数を明記すること）
- カ 履歴事項全部証明書（申請日以前3ヵ月以内の証明日のもの。個人にあつては、代表者の身分証明書。写し可）
- キ 納税証明書（申請日以前3ヵ月以内の証明日のもの。写し可）※²
- ク 直前事業年度の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表。個人にあつては、営業収支計算書）

ただし、本市の競争入札参加資格を有する者については、カ～クの資料は提出不要とする。

※2：提出する納税証明書（未納のないことを証する納税証明書）の一覧表

営業所及び住所又は本店の所在地		提出する納税証明書 (完納を証明するもの)
1	住所又は本店を市内に有する者	ア 市税 イ 県税 ウ 国税
2	営業所を市内に有し、住所又は本店が市外である者	ア 市税 イ 県税 ウ 国税
3	・住所又は本店を市外で茨城県内に有する者 ・営業所を市外で茨城県内に有し、住所又は本店が茨城県外である者	ア 県税 イ 国税
4	住所又は本店が茨城県外である者	ア 国税

<納税証明書の種類及び留意事項>

税の区分		納税証明書の種類
市税等	個人の場合	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
	法人の場合	法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税

茨城県税	個人の場合	個人事業税	
	法人の場合	法人事業税、法人県民税	
国税	個人の場合	申告所得税、消費税及び地方消費税 (その3の2)	未納の税額がない証明書
	法人の場合	法人税、消費税及び地方消費税 (その3の3)	

- ① 市税等とは、高萩市にかかる全ての税を示す。市税等については、提案者に納付義務がある全ての税について、納期限が到来している税の全額が納付（完納）されていることが参加資格要件となる。
- ② 納税証明書は、納期限の全額が納付されているかどうかを確認したうえで取得すること。

(4) 提出部数

8部（正本1部、副本7部。副本は写し可）

(5) 留意事項

- ア 企画提案は、1社1提案とする。
- イ 企画提案書は、A4縦型又は横型、両面刷り、20ページ以内（表紙を除く）とし、左とじで作成するものとする。
- ウ 企画提案書の正本の表紙には、本業務名及び提出年月日を記載するほか、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印するものとして、副本の表紙には本業務名及び提出年月日のみ記載するものとする。
また、企画提案書の各ページには、社名、商標等、提案者の企業名が特定できる情報は記載しないこと。
- エ 提出期限後は提出された企画提案書等の差替又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く）。
- オ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- カ 本実施要領に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。
- (ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

(6) 提出された企画提案書等の取扱い

- ア 著作権は提案者に帰属することとする。ただし、高萩市情報公開条例（平成12年高萩市条例第47号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に認められる場合は、本市は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が行う。

(7) 参加辞退

企画提案書等を提出後に参加を辞退する場合には、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

6 実施要領、仕様書等に対する質問票受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年5月22日（金）17時まで 期限厳守

(2) 質問票提出方法

電子メールにて提出すること。

(3) 質問票様式

様式2のとおり

(4) 質問に対する回答

質問及び回答は、令和8年5月27日（水）までに電子メールで随時質問者に回答する。また、本市ホームページ上で公表する。

(5) 留意事項

- ア 期限を過ぎて提出された質問票には回答しない。
- イ 電子メール送信時の件名は、「【質問票_（事業者名）】高萩市地域公共交通計画策定支援業務等」とすること。
また、送信後は、「2 担当部署、問合せ先及び資料提出先」に電話による確認連絡を行うものとする。
- ウ 口頭による質問は一切受け付けない。
- エ 評価及び審査に影響を及ぼす恐れがある質問には回答しない。また、他の参加者に関する質問についても回答しない。

7 審査の手続き及び契約候補者の選定

企画提案書等の審査はプロポーザル評価委員会（以下、評価委員会という。）を設け、プレゼンテーション審査及び評価を行い、本業務の履行に適した候補者を選定する。

（1）審査方法及び審査基準

ア 審査方法

企画提案書等の提出者によるプレゼンテーションをもって、評価委員会が審査基準に基づいて提案内容等を審査し、全員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。

なお、評価点の合計が最も高い者が複数いる場合には、見積り金額の安価な者を契約候補者として選定する。

イ 審査基準

別紙2のとおり

（2）プレゼンテーション審査の実施

ア 日程

令和8年6月16日（火）

なお、具体的な時間は、企画提案書等の提出があった者に電子メールで個別に通知します。

イ 1者あたりの所要時間

- ・準備 5分以内
- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・質疑応答 10分程度

（3）プレゼンテーション実施にあたっての留意事項

ア 提案説明書の追加資料は認めない。

イ 説明者は本業務で配置する管理技術者を含む、計3名までとする。

ウ プレゼンテーションにあたり、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル（HDMI端子）以外で、必要なものがある場合には、提案者が準備すること（スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル（HDMI端子）は本市で用意する）。

（4）契約候補者の選定

ア 契約候補者となることのできる最低基準点を60%以上とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位のことを新たな契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件

に該当する行為を行っていたとき。)又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。

ウ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

8 審査結果の通知

企画提案書を提出した全ての者に書面にて通知する。

審査内容及び選定結果に対する問合せ及び異議については一切応じない。

9 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

8の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由(以下「非選定理由」という。)について、書面(任意様式)により説明を求めることができる。

(1) 説明請求方法

持参又は郵送

持参の場合：平日月曜日から金曜日(休日を除く。)の9時～17時

郵送の場合：提出期限日の17時必着

(2) 説明請求先

「2 担当部署、問合せ先及び資料提出先」に同じ。

(3) 説明請求に対する回答

原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し、書面で行う。

(4) 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

10 契約の締結

(1) 審査の結果、契約候補者として選定された者は、随意契約(地方自治法施行令第167条の2)により、業務委託契約を締結する優先交渉権者とする。

(2) 契約候補者は、提案した内容を保証するものとし、提案内容を実現できなかった場合には、無償で措置を行うものとする。

11 その他

(1) 契約保証金の納付義務

有。ただし、高萩市財務規則第108条第2項のいずれかの規定に該当する場合は免除する。

(2) 無効となる提案等

ア 次に該当する提案は、無効とする。

(ア) 本要領に示した参加資格を有しない者のした提案

(イ) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(ウ) 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(エ) 見積金額が1 (4)における契約上限金額を超える提案

(オ) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

イ 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

(3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) その他の留意事項

ア 災害等の影響により、日程や実施内容に変更が生じる場合がある。

イ 実施要領に記載するもののほか、必要な事項が生じた場合は、参加事業者に通知する。